

でガ割ライト

2026年11月1日実施

日本瓦斯株式会社

料金その他の供給条件の内容

でガ割ライト

この料金その他の供給条件（以下「供給条件」といいます。）は、当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）と合わせて適用され、当社のホームページ等に掲載します。記載のない事項および用字用語については、需給約款の定めるところによります。

この供給条件と需給約款で異なる定めをした場合は、この供給条件の内容が需給約款に優先するものとします。

1 供給条件の変更

- (1) 当社は、お客さまの利益に適合する場合またはこの需給約款の目的に反しない次の場合に、この供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の供給条件が適用されることをお客さまに承諾していただきます。変更例は以下のとおりですが、これらに限るものではありません。

（変更例）

- イ 当該一般送配電事業者が定める託送約款の変更または法令の制定もしくは改廃により、需給約款を変更する必要がある場合
- ロ 違法、不法行為または不当行為を防止するための禁止事項の追加または権利の制限
- ハ サービスの品質を維持するための料金の見直し

- (2) この供給条件を変更するときは、検針票または当社ホームページ、電磁的方法または紙面により、この供給条件を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期等をお知らせいたします。
- (3) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当社のホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

2 でガ割ライト

- (1) でガ割ライト 1

イ 対象となるお客さま

契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款に定めるところによるものといたします。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1, 176. 18 円
契約電流 40 アンペア	1, 568. 24 円
契約電流 50 アンペア	1, 960. 30 円
契約電流 60 アンペア	2, 352. 36 円

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.35 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.43 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.52 円

(2) でガ割ライト 2

イ 対象となるお客さま

原則として、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上のお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款に定めるところによるものといたします。

ハ 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	392.06 円
---------------------	----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30. 35 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36. 43 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40. 52 円

3 日割計算

- (1) 当社は、需給約款 17 (料金の算定) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表 1 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別表 1 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 需給約款 17 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、需給約款 17 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

4 その他

その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この供給条件の実施にともなう料金の切替措置

2（でガ割ライト）の料金は、この供給条件の実施日を含む料金の算定期間から適用いたします。

別 表

1 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

といたします。

ロ でガ割ライト[アンペア契約]またはでガ割ライト[kVA 契約]の電力量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$(イ) \text{ 第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$(ロ) \text{ 第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)に規定する第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。